

平成 30 年 5 月 28 日

お客様 各位

長崎県長崎市平野町 4 番 1 6
株式会社 龍屋本舗

ノロウイルスによる食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、弊社の店舗である「長崎龍宴」におきまして、平成 30 年 5 月 22 日にご飲食された修学旅行団体のお客様に、食中毒症状が発生いたしました。

発症されたお客様には多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。また、保護者様・先生方をはじめ、関係者の皆様にも多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 行政処分内容

長崎市保健所の検査の結果、お客様ならびに当社従業員の検便から検出されたノロウイルス GII の遺伝子型が一致したため、同店舗は平成 30 年 5 月 27 日付にて食品衛生法第 6 条の規定に違反したとして同法第 55 条第一項の規定により 3 日間の営業停止を命じられました。

2. 発生後の一次対応

平成 30 年 5 月 25 日 10 時頃、弊社スタッフからノロウイルスが検出されたとの一次連絡が保健所から入りました。

そのため、当該スタッフを退社させ、同日の昼～夕方にかけて、厨房内全域を専門業者による消毒（使用薬剤：次亜塩素酸ソーダ）を実施しました。

3. 再発防止策

現在、今後の再発防止策について協議・検討中の状況です。

営業再開前までに改めてホームページ上でご報告させていただきます。

突然の営業停止処分に伴い、各関係者様へのご対応に追われ、ホームページでのお知らせが遅れたことをお詫び致します。

また、発症されたお客様、関係者の皆様にも多大なご迷惑をお掛けし、改めまして深くお詫び申し上げます。

以上